

法人税法能力検定試験（サンプル問題） 問題用紙

1 級

（令和×年×月×日施行）

問題用紙は回収します。持ち帰り厳禁です。

注 意

- ・試験開始の合図があるまで、問題用紙は開かないでください。
- ・この試験の制限時間は1時間30分です。
- ・解答は、問題の指示にしたがい、すべて解答用紙の指定の位置に記入してください。
- ・解答用紙の所定の位置に、試験会場、受験番号を必ず記入してください。これらの記入もれがある場合や、氏名を記入した場合には、採点の対象とならない場合があります。
- ・印刷の汚れや乱丁、筆記用具の不具合などで必要のある場合は、手をあげて試験担当者に合図をしてください。
- ・下敷きは、机の不良などで特に許されたもの以外は使用してはいけません。
- ・計算用具（そろばん・計算機能のみの電卓など）を使用してもかまいません。

<解答上の注意事項>

採点にあたって、以下のものは不正解とします。

- (1) 黒鉛筆または黒シャープペン以外で書いてあるもの
- (2) 金額の3桁ごとにカンマ（,）をつけずに解答しているものや「1' 000」のように上付きカンマで解答しているもの
- (3) カンマ（, 数字の下側に左向き）を小数点（.）や読点（、数字の下側に右向き）で記述しているもの

主 催 公益社団法人 全国経理教育協会
後 援 文 部 科 学 省

法人税法能力検定試験 サンプル問題

1 級

解答は解答用紙に

- 第1問** 次の1. から6. について、各文章の空欄に適切な用語又は文章を記入して文章を完成させなさい。また、7. 及び8. について、指示に従い選択肢の中から一つ解答しなさい。なお、5. から6. につき、法人税法に関連する法令に規定される用語又は文章は、法令の規定に従った記述として解答すること。ただし、空欄の記入においては、文中の用語又は文章が入る場合もあるので注意すること。(20点)
1. とは、法人の財産及び損益の計算の単位となる期間（会計期間）で、法令で定めるもの又は法人の定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるものに定めるものをいう。
 2. 棚卸資産とは、商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産で棚卸しをすべき一定のもので、有価証券及び は除かれる。
 3. 内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき一定の事項を記載した を提出しなければならない。
 4. 法人が、その法人に係る国外関連者との間で資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引を行った場合に、その取引（国外関連取引）につき、その法人がその国外関連者から支払を受ける対価の額が に満たないとき、又はその法人がその国外関連者に支払う対価の額が を超えるときは、その法人のその事業年度の所得に係る法人税に関する法令の規定の適用については、その国外関連取引は、 で行われたものとみなす。
 5. 各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の益金の額に算入すべき収益の額並びに損金の額に算入すべき原価、費用及び損失の額は、別段の定めがあるものを除き、 に従って計算されるものとする。
 6. 内国法人の法人税の納税地は、その の所在地とする。
 7. 次の文章のうち、正しいものを一つ選択しなさい。
 - ① 定期同額給与に該当しても、金額によっては損金の額に算入できないことがある。
 - ② 役員に対する賞与は、事前確定届出給与に該当しても損金の額に算入できない。
 - ③ 金銭によって支払われるもののみが役員給与に該当する。
 - ④ 事実を隠蔽して役員に対して支給した給与であっても損金に算入できる。

8. 次の文章のうち、誤っているものを一つ選択しなさい。

- ① 同族会社とは、会社の株主等の3人以下並びにこれらと特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の50%を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合などにおけるその会社をいう。
- ② 税務署長は、同族会社に係る法人税につき更正又は決定をする場合において、どのようなときでも、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができる。
- ③ 内国法人である特定同族会社の各事業年度の留保金額が留保控除額を超える場合には、その特定同族会社に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、その超える部分の留保金額を区分してそれぞれの金額に一定の割合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とする。
- ④ 特定同族会社とは、被支配会社で、被支配会社であることについての判定の基礎となった株主等のうちに被支配会社でない法人がある場合には、当該法人をその判定の基礎となる株主等から除外して判定するものとした場合においても被支配会社となるものをいう。

第2問 内国法人である甲株式会社（以下「甲社」という。）は、製造業を営む同族会社である。当期（自令和4年4月1日 至令和5年3月31日）末の資本金の額は100,000,000円、資本金等の額は120,000,000円である。

甲社は令和4年7月1日に甲社の取引先であり卸売業を営んでいる内国法人であるX社（以下「X社」という。）と合併することとなった。以下の問1から問4の間に答えなさい。

なお、【資料】に提示されているもの以外は一切考慮しないものとする。また、記載する金額がない場合には「0」円と記入すること。（15点）

【資料】

1. 合併の条件に関する事項

- (1) X社の株主には甲社の株式のみが交付されるが、合併後にX社の従業員の半数を解雇する予定であり、本合併は非適格合併に該当する。なお、X社の株主に交付される甲社株式の時価の合計額は100,000,000円である。
- (2) 甲社はX社の発行済株式は一切保有していない。
- (3) X社の税務上適正に処理されている各事業年度において生じた未処理欠損金額が5,000,000円ある。
- (4) 資産等超過差額、退職給与負債調整勘定、短期重要負債調整勘定に該当するものはない。
- (5) 源泉所得税及びX社の合併直前の事業年度における法人税等については一切考慮しないものとする。

2. X社に関する事項

総資産の合併直前の帳簿価額は300,000,000円（時価は306,000,000円）であり、総負債の合併直前の帳簿価額は210,000,000円（時価は同額）である。また、資本金等の額は60,000,000円であり、利益積立金額は30,000,000円である。

3. Y社に関する事項

Y社はX社の発行済株式総数の70%を保有しており、その帳簿価額は66,000,000円である。合併にあたり取得する甲社株式の時価は70,000,000円である。

問1 甲社の税務上の取引を仕訳形式で示した場合、次の **イ** と **ロ** を答えなさい。（ ）は各自推定すること。

借方科目	金額	貸方金額	金額
総資産	イ	総負債	()
資産調整勘定	ロ	資本金等の額	100,000,000

問2 X社の合併により減少する利益積立金額の金額を解答用紙に示した算式を完成させて、答えなさい。

$$\boxed{\quad} \text{円} + \{ \boxed{\quad} \text{円} - (\boxed{\quad} \text{円} - \boxed{\quad} \text{円}) \} = \boxed{\quad} \text{円}$$

問3 Y社の合併により交付される甲社株式の取得価額を解答用紙に示した算式を完成させて、答えなさい。

$$\boxed{\quad} \text{円} + (\boxed{\quad} \text{円} - \boxed{\quad} \text{円} \times \boxed{\quad} \%) = \boxed{\quad} \text{円}$$

問4 甲社が引き継げる欠損金額を答えなさい。

第3問 内国法人である乙株式会社（以下「乙社」という。）は、期末における資本金の額50,000,000円、資本金等の額60,000,000円の製造業を営む法人であり、中小法人等及び中小企業者等（適用除外事業者には該当しない）に該当する。設立以来毎期継続して青色の申告書によって適法に法人税の確定申告書を提出しており、当期（自令和4年4月1日 至令和5年3月31日）についても申告期限内に青色の申告書により法人税の確定申告を行う予定である。【資料】に基づき当期の法人税額から控除される金額を求めなさい。なお、解答に際しては計算過程欄に従って解答した場合に、以下の **イ** から **ホ** に入る金額、数値又は文言等を解答用紙に記入しなさい。空欄は各自推定し、記入の必要のない場合には「—」と解答すること。

また、中小企業技術基盤強化税制の適用を受ける条件はすべて満たしているものとし、特別試験研究費の額に該当するものはない。ただし、次の【資料】で示す試験研究費の額は、すべて税務上適正な金額として損金の額に算入されているものとする。調整前法人税額は50,000,000円であるものとする。（15点）

参考資料（令和5年3月31日までに開始する事業年度の取扱い）

(1) 中小企業技術基盤強化税制の中小企業者等税額控除限度額の割合（税額控除割合）

① 税額控除割合は次のいずれかの算式により計算するものとする。なお、本問においては、②の加算前の割合を、割増前税額控除割合とする。

増減試験研究費割合 > 9.4%の場合 12% + (増減試験研究費割合 - 9.4%) × 0.35

増減試験研究費割合 ≤ 9.4%の場合 12%

② 試験研究費割合が10%を超える場合は、税額控除割合は①の割合に次の控除割増率（上限10%）を乗じた割合を加算する。

(試験研究費割合 - 10%) × 0.5

(2) 中小企業者等控除上限額の特例

① 増減試験研究費割合が9.4%を超える場合は、中小企業者等控除上限額の計算における割合に10%を加算する。

② 他の中小企業者等控除上限額の特例は考慮しないものとする。

【資料】

	試験研究費の額	売 上 高
令和4年4月1日～令和5年3月31日	84,000,000	660,000,000
令和3年4月1日～令和4年3月31日	68,000,000	590,000,000
令和2年4月1日～令和3年3月31日	85,000,000	650,000,000
平成31年4月1日～令和2年3月31日	72,000,000	500,000,000
平成30年4月1日～平成31年3月31日 (基準年度)	86,000,000	640,000,000

計算過程欄

(1) 中小企業者等税額控除限度額

① 比較試験研究費の額

= 円

② 増減試験研究費割合

= %

(等号不等号を記入)

③ 割増前税額控除割合

= 0.

④ 控除割増率

(i) 平均売上金額

= 円

(ii) 試験研究費割合

= 0. %

(等号不等号を記入)

∴ 控除割増率の適用

(あり・なしを記入)

(iii) 控除割増率

=

⑤ 税額控除割合

③ + ③ × = ∴

(小数点以下3位未満切捨て)

17 % ∴

(等号不等号を記入)

⑥ 中小企業者等税額控除限度額

= 円

(2) 中小企業者等控除上限額

① 中小企業者等控除上限額の特例の判定

%

(等号不等号を記入)

∴ 10%加算の適用

(あり・なしを記入)

② 中小企業者等控除上限額

円 × (% +) = 円

(3) 税額控除額

円 円 ∴ 円

(等号不等号を記入)

第4問 内国法人である丙株式会社（以下「丙社」という。）は、卸売業を営む非同族会社で、当期（自令和4年4月1日 至令和5年3月31日）末の資本金の額は20,000,000円、資本金等の額は25,000,000円であり、中小法人等及び中小企業者等（適用除外事業者には該当しない）に該当する。丙社は設立以来毎期継続して青色の申告書によって適法に法人税の確定申告書を提出しており、当期についても申告期限内に青色の申告書により法人税の確定申告を行う予定である。

丙社の当期における法人税の確定申告のために作成した【資料】は次のとおりである。これらに基づいて、当期の法人税の課税標準である所得の金額及び確定申告により納付すべき法人税額を計算過程欄に従って解答した場合に、所得金額の計算（別表四）及び以下の **イ** から **チ** に入る金額、数値又は文言等を解答用紙に記入しなさい。（50点）

- (1) 税法上選択できる計算方法が2以上ある事項については、問題に指示されている事項を除き、当期の法人税額が最も少なくなる計算方法によるものとする。
- (2) 法人税の確定申告に当たって必要な申告書への記載及び証明書の添付その他の手続きは、いずれも適法に行うものとする。
- (3) 問題に指示されている事項を除き、考慮する必要はない。また、特に指示の無い場合は、資本関係も考慮する必要はない。
- (4) 消費税及び地方消費税については、税抜経理方式により適正に処理されているものとし、問題に指示されている事項を除き、考慮する必要はない。
- (5) 地方法人税の額については、計算する必要はない。
- (6) 計算過程欄が設けられている場合でも、計算過程や判定等の記入の必要のない場合には「－」と記入すること。

【資料】

- 1. 当期の株主総会の承認を受けた決算に基づく当期利益は、124,472,750円である。
- 2. 租税公課に関する事項
 - (1) 納税充当金の増減状況は次のとおりである。

区 分	当期首現在額	期中減少額		当期末現在額
		仮払金として 経理されてい た前期中間申 告分の消却に よる取崩し	前期確定申告 分の納付によ る取崩し	
法人税		14,000,000円	12,000,000円	
住民税		4,000,000円	3,500,000円	
事業税		4,500,000円	2,500,000円	
計	40,500,000円	22,500,000円	18,000,000円	49,000,000円

(注1) 当期首現在額は前期末に、当期末現在額は当期末に、それぞれ損金経理により引き当てたものである。

(注2) 前期分に係る法人税、住民税及び事業税で未納になっているものはない。

(注3) 当社は、法人税、住民税及び事業税について、納期限の延長の特例の適用はない。

(2) 当期中に納付した租税公課は、それぞれ次のように経理処理している。

当期中間申告分の法人税14,100,000円(うち延滞税120,000円)、住民税3,100,000円(うち延滞金70,000円)及び事業税4,000,000円(うち延滞金90,000円)については、仮払金として経理処理しており、翌期に納税充当金を取り崩して消却する予定である。

また、代表取締役による業務外の交通違反による交通反則金18,000円が、租税公課として経理されている。

3. 減価償却に関する事項

当期における減価償却資産及び償却の明細は以下のとおりである。なお、他に本年度に購入した減価償却資産はない。

種類等	取得価額	当期償却費	期末帳簿価額	法定耐用年数	償却方法	備考
倉庫用建物	40,000,000円	1,100,000円	36,650,000円	40年	定額法	注1
車 両	560,000円	139,860円	420,140円	6年	定率法	注2
機 械 装 置	2,000,000円	150,000円	1,850,000円	8年	定率法	注3
備 品 A	600,000円	132,500円	260,000円	8年	定率法	注4
備 品 B	460,000円	460,000円	0円	4年	定率法	注5

(注1) 倉庫用建物は、令和元年10月26日に取得し、直ちに事業の用に供しているが、前期において250,000円の減価償却不足額が生じている。

(注2) 車両は、当期の9月30日に取引先C社から560,000円で取得し、10月1日に事業の用に供している。この車両にはC社の社名及び製品名が記載されており、広告宣伝を目的とすることが明らかであり、専ら広告宣伝の用に供されるものではない。

なお、この車両は、C社において1,980,000円で取得したものである。

(注3) 機械装置は、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除の適用対象となる条件をすべて満たしており、中小企業者等が機械等を取得した場合の税額控除の適用を選択するものとする。なお、機械装置は、令和5年1月15日に取得し、直ちに事業の用に供している。

(注4) 備品Aは、令和2年12月1日に取得し、直ちに事業の用に供しているが、前期において20,000円の減価償却超過額が生じている。

(注5) 備品Bは、令和5年11月5日に単価230,000円のパソコンを2台購入したものの総額で記帳されている。これらのパソコンは、それぞれが通常1単位として取引されると認められるものである。

定額法償却率と平成24年4月1日以後に取得した場合の定率法償却率等は次のとおりである。

	4年	6年	8年	40年
定額法償却率	0.250	0.167	0.125	0.025
定率法償却率	0.500	0.333	0.250	0.050
定率法改訂償却率	1.000	0.334	0.334	0.053
定率法改訂保証率	0.12499	0.09911	0.07909	0.01791

4. 交際費等に関する事項

(1) 当期において損金経理により計上した接待交際費勘定の内訳は次のとおりである。

- ① 得意先・仕入先等を飲食店で接待した1人当たり5,000円超の飲食費等の額
4,180,000円
- ② 得意先・仕入先等を飲食店で接待した1人当たり5,000円以下の飲食費等の額
(税務上適正に処理されている。) 3,560,000円
- ③ 得意先・仕入先等の役員・従業員の慶弔・禍福に要した費用の額 780,000円
- ④ 得意先・仕入先等を野球に招待した費用の額 340,000円
- ⑤ 得意先に配布した少額の手帳製作費の額 240,000円
- ⑥ 得意先・仕入先等に対する中元・歳暮の贈答に要した費用の額 1,120,000円
- ⑦ その他税務上交際費に該当するものの額 3,900,000円

(2) 当期において仮払金として計上した金額のうち570,000円は当期に得意先の役員を旅行に招待したことにより支出したものである。

5. S社との取引

10年前より完全支配関係のある子会社である内国法人S社（特定公益増進法人等には該当しない）との当期中の取引は、次のとおりである。

(1) S社からの配当金（源泉徴収税額100,000円を控除後の金額）を受け取り、手取額を収益に計上している。

400,000円

(2) 丙社所有であった土地（丙社における取得価額20,000,000円）を、当期に25,000,000円でS社に譲渡した。丙社では、譲渡時に次のような仕訳を行っている。なお、取得時の事業年度において、この土地に係る土地計上もれ1,000,000円の税務調整が行われている。

当座預金	25,000,000	土地	20,000,000
		土地譲渡益	5,000,000

6. その他税務上、調整すべき事項

- (1) 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入超過額 540,000円
- (2) 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入超過額認容 200,000円
- (3) 控除対象外消費税額等の損金不算入額 300,000円
- (4) 繰延資産償却超過額 198,000円

これは解答用紙ではありません。
解答は解答用紙に記入しなさい。

計算過程欄

I. 所得金額の計算（別表四）

所得金額の計算（別表四）は解答用紙に記載しているので、そちらに記入すること。

II. 所得金額の計算過程

項 目	計 算 過 程
租 税 公 課	<仮払税金認定損> <input type="text"/> <損金経理をした法人税の額> <input type="text"/> <損金経理をした住民税の額> <input type="text"/> <損金経理をした附帯税，加算金，延滞金及び過怠税> <input type="text"/>
減 価 償 却	<倉庫用建物> (1) 償却限度額 <input type="text"/> (2) 償却超過額 <input type="text"/> <車 両> (1) 経済的利益の判定 <input type="text"/> <div style="text-align: right;"> ∴ 経済的利益 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (あり・なしを記入) </div> (2) 償却限度額 <input type="text"/> (3) 償却超過額 <input type="text"/> <機械装置> (1) 償却限度額 <input type="text"/> (2) 償却超過額 <input type="text"/>

<備品A>

(1) 償却限度額

(2) 償却超過額

<備品B>

(1) 判定

① 230,000円 <

② 460,000円

(等号不等号を記入)

∴ 税務調整

(あり・なしを記入)

(2) 償却限度額

(3) 償却超過額

交 際 費 等

(1) 支出交際費等の額

① 接待飲食費

② その他

③ 合計

① + ② =

(2) 定額控除限度額

∴

(3) 損金算入限度額

∴

(4) 損金不算入額

完全支配関係にある法人との取引	<受取配当等の益金不算入額> <input type="text"/>
	<譲渡損益調整勘定> <input type="text"/>

Ⅲ. 差引確定法人税額の計算（別表一）

	金額	備考
所得金額	円	()
法人税額		
法人税額の特別控除額	㉓	
差引法人税額		
法人税額計		
控除税額		
差引所得に対する法人税額		()
中間申告分の法人税額	㉔	
差引確定法人税額	㉕	

IV. 差引確定法人税額の計算過程

税率適用区分	<p>(1) 年800万円以下</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div> <p>(2) 年800万円超</p> $\boxed{} \text{円} - \boxed{} \text{円} \times \frac{\boxed{}}{\boxed{}} = \boxed{} \text{円}$ $\boxed{} \text{円} \times \boxed{\text{ト}} \% = \boxed{} \text{円}$ <p>(3) 合計</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>
特別控除	<p><中小企業者等が機械等を取得した場合の税額控除></p> <p>(1) 税額控除限度額</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <p>(2) 税額基準額</p> $\boxed{} \text{円} \times \boxed{\text{チ}} \% = \boxed{} \text{円}$ <p>(3) 税額控除額</p> <p>(1) (2) ∴ </p> <p>(等号不等号を記入)</p>

法人税法能力検定試験（サンプル問題）
解答用紙

1 級

（令和×年×月×日施行）

解答用紙は回収します。持ち帰り厳禁です。

＜解答上の注意事項＞

採点にあたって、以下のものは不正解とします。

- 黒鉛筆または黒シャープペン以外で書いてあるもの
- 金額の3桁ごとにカンマ（,）をつけずに解答しているものや「1' 000」のように上付きカンマで解答しているもの
- カンマ（, 数字の下側に左向き）を小数点（.）や読点（、数字の下側に右向き）で記述しているもの

主 催 公益社団法人 全国経理教育協会
後 援 文 部 科 学 省

サンプル 法人税法能力検定試験 解答用紙

試験会場 _____

受験番号 _____

採点 _____

1 級

第1問 (20点)

1. イ	2. ロ	3. ハ	4. ニ
5. ホ			
6. ヘ			
7	8		

第2問 (15点)

問1 <input type="checkbox"/> イ	円	問1 <input type="checkbox"/> ロ	円
問2	$\boxed{\text{円}} + \{ \boxed{\text{円}} - (\boxed{\text{円}} - \boxed{\text{円}}) \}$ $= \boxed{\text{円}}$		
問3	$\boxed{\text{円}} + (\boxed{\text{円}} - \boxed{\text{円}} \times \boxed{\%}) = \boxed{\text{円}}$		
問4	円		

第3問 (15点)

<input type="checkbox"/> イ	円	<input type="checkbox"/> ロ	0.
<input type="checkbox"/> ハ	0.	<input type="checkbox"/> ニ	%
<input type="checkbox"/> ホ	円		

第4問 (50点)

I. 所得金額の計算

区 分		金 額
当 期 利 益		円
加 算	損金経理をした納税充当金	
	損金経理をした法人税の額	
	損金経理をした住民税の額	
	損金経理をした附帯税, 加算金, 延滞金及び過怠税	
	役員給与損金不算入額	
		小 計
減 算	納税充当金から支出した事業税等の金額	
		小 計
仮 計		
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計		
所 得 金 額		

法人税法 1 級

イ		ロ	円
ハ	円	ニ	円
ホ	円	ヘ	円
ト	%	チ	%

1 級

第1問 (20点)

イ～ニ @ 2点×4 = 8点
ホ～ハ, 7, 8 @ 3点×4 = 12点

1. イ	2. ロ	3. ハ	4. ニ
事業年度	短期売買商品等	確定申告書	独立企業間価格
5. ホ			
一般に公正妥当と認められる会計処理の基準			
6. ハ			
本店又は主たる事務所			
7	8		
①	②		

第2問 (15点)

イ ~ ロ, 問2 ~ 問4 @ 3点×5 = 15点

問1 <input type="checkbox"/> イ	306,000,000 円	問1 <input type="checkbox"/> ロ	4,000,000 円
問2	$30,000,000 \text{ 円} + \{ 100,000,000 \text{ 円} - (300,000,000 \text{ 円} - 210,000,000 \text{ 円}) \}$ $= 40,000,000 \text{ 円}$		
問3	$66,000,000 \text{ 円} + (70,000,000 \text{ 円} - 60,000,000 \text{ 円} \times 70\%) = 94,000,000 \text{ 円}$		
問4	0 円		

※問2, 問3はすべての に適切な解答が記入された場合に正答とする。

第3問 (15点)

@ 3点×5 = 15点

<input type="checkbox"/> イ	75,000,000 円	<input type="checkbox"/> ロ	0.1291
<input type="checkbox"/> ハ	0.14	<input type="checkbox"/> ニ	25 %
<input type="checkbox"/> ホ	11,004,000 円		

第4問 (50点)

I. 所得金額の計算

●印@ 2点×17=34点
 □イ ~ □チ @ 2点×8=16点

区 分		金 額
当 期 利 益		124,472,750 円
加 算	損金経理をした納税充当金	● 49,000,000
	損金経理をした法人税の額	13,980,000
	損金経理をした住民税の額	● 3,030,000
	損金経理をした附帯税, 加算金, 延滞金及び過怠税	● 280,000
	役員給与損金不算入額	● 18,000
	倉庫用建物減価償却超過額	—●— 100,000
	車両減価償却超過額	—●— 680,080
	機械装置減価償却超過額	—●— 25,000
	備品A減価償却超過額	—●— 29,375
	交際費等の損金不算入額	—●— 2,890,000
	一括評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入超過額	540,000
	控除対象外消費税額等の損金不算入額	—●— 300,000
	繰延資産償却超過額	198,000
	小 計	71,070,455
減 算	納税充当金から支出した事業税等の金額	● 2,500,000
	仮払税金認定損	—●— 21,200,000
	仮払交際費等認定損	—●— 570,000
	受取配当等の益金不算入額	—●— 500,000
	譲渡損益調整勘定	—●— 4,000,000
	土地計上もれ認容	—●— 1,000,000
	一括評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入超過額認容	200,000
	小 計	29,970,000
仮 計	165,573,205	
法人税額から控除される所得税額	—●— 100,000	
合 計 ・ 差 引 計 ・ 総 計	165,673,205	
所 得 金 額	165,673,205	

注 □イ ~ □チ は、区分欄と金額欄の両方できて正答とする。
 区分欄は、原則解答に示されている用語を使用していることとするが、税法上の適切な用語が書かれていれば正答とする。
 答の順番は不問とする。

イ	あり	ロ	300,000 円
ハ	8,000,000 円	ニ	140,000 円
ホ	13,980,000 円	ヘ	23,560,100 円
ト	23.2 %	チ	20 %